

「全建の改正労働基準法 Q & A 100」の発刊について

1 働き方改革に関する動き

○ 政府の主な動き

平成 29 年 3 月 28 日	働き方改革実行計画決定
平成 30 年 6 月 29 日	働き方改革関連法可決・成立
平成 31 年 4 月 1 日	働き方改革関連法順次施行
※ 令和 6 年 4 月 1 日	建設事業への改正労働基準法（法第 36 条関係）適用

○ 全建の主な取組

平成 29 年 9 月	「働き方改革行動憲章」策定・機関決定
令和 3 年 5 月	「2 + 360 運動」を展開
・ 令和 3 年 8 月	周知用ポスター作成・配付
・ 令和 4 年 1 月	周知用リーフレット作成・配付
・ 令和 4 年 3 月	週休 2 日実現企業 PR 用 HP・シンボルマーク作成
・ 令和 4 年 9 月	働き方改革推進支援センターとの連携開始
・ 令和 5 年 4 月	建設業労働時間削減協議会参加（地方協会）
・ 令和 5 年 5 月	周知用ポスター（国交省・厚労省後援名義入り）作成・配付
・ 令和 5 年 9 月	「全建の改正労働基準法 Q & A 100」発刊・配付

2 Q & A 発刊の背景・考え方

- ・ 時間外労働の罰則付き上限規制の適用や日常発生する従業員の労働条件の取扱いについて、会員企業は、正しく理解する必要があるため
- ・ 時間外労働の罰則付き上限規制の適用が目前に迫っているため
- ・ 建設業への就職を目指す若者にとって希望に満ちた産業となるよう「新 4 K」の実現を目指すために、労働条件等に関わる法令の遵守を図り、労働環境の改善に取り組むことが必要不可欠であるため

3 主な記載内容等

- (1) 記載形式 平成 30 年改正労働基準法における働き方改革関連条文等について、Q & A 方式で 100 問記載
- (2) 主な記載内容 次頁参照

4 Q & A の活用方法

- ・ 都道府県建設業協会主催の各種学習会・説明会の教材として
- ・ 各企業における働き方改革の取組・日常業務遂行の参考資料として

「全建の改正労働基準法Q & A 100」の掲載内容の例等

- ① 「労働時間」とはどのような時間か . . . Q23・Q24
- ② 法定労働時間（1週40時間又は8時間）を超えて労働させた場合の罰則は
どうなるか。また、労働時間規制についての違反の罪数はどうなるか（併合罪） . . . Q27
- ③ 祝日が「所定休日」の事業場で、休日出勤した場合の割増賃金は . . . Q42
- ④ 「除雪業務」において、今後の大雪の可能性を見込んで待機している時間は
法第33条の適用を受けることができるか . . . Q56
- ⑤ 法第33条の適用を受けることができる業務（除雪業務、防疫業務等）は . . . Q57・Q58
- ⑥ 災害対応作業中の「待機時間」や「手待ち時間」は労働時間か。また、
この時間は第33条の許可の対象となるのか . . . Q59
- ⑦ 法33条、法附則第139条と法第36条の違いは . . . Q62・Q63
- ⑧ 本Q & Aで取り上げている事例についての罰則、量刑はどうなるか . . . Q91
- ⑨ 法違反で刑罰が科された建設業者の「許可」や「指名停止」はどうなるか . . . Q93・Q94
- ⑩ 労働時間削減策として「派遣労働者」の活用はできないか . . . Q95・Q96

（注）法：労働基準法、①～⑩の間はQ & Aにある問を略して記載

（参考）

働き方改革の取組支援

○ 機関：働き方改革推進支援センター（利用は無料）

- ・セミナー開催、
- ・セミナーへの講師派遣
- ・企業からの個別相談対応

○ 助成金：働き方改革推進支援助成金（厚生労働省）

- ・適用猶予業種等対応コース（建設業向け）
- ・労働時間短縮・年休促進支援コース
- ・労働時間適正管理推進コース
- ・勤務間インターバル導入コース

※助成対象経費：各種研修、専門家によるコンサルティング、就業規則・
労使協定等の作成・変更、機器の購入等の経費

※助成額：「成果目標」に応じて支給